# 4月から日曜日に形役所を一部開广します

市では、市民サービスのより一層の向上を図るため、4月6日(日)から市役所を一部開庁します。

平日、市役所に来庁できない方のために、住民票の写しや所得証明書など各種証明書の交付について、窓口業務の一部を行います。

## 〇間庁窓口および目時

谷和原庁舎:第1・第3日曜日(午前8時30分から正午)伊奈庁舎:第2・第4日曜日(午前8時30分から正午)

※日曜日と祝日が重なった場合も開庁します。ただし、第5日曜日・年末年始・ その他庁舎および設備の保守管理など、閉庁を必要とする日は除きます。

### 

日曜日に取り扱う業務は、平日業務の一部に限られます。(次の表のとおり) 他の関係機関への照会が必要な場合や相談業務など、業務内容によっては取り扱いできないものがあります。ご了承ください。

開設窓口	日曜日に取り扱う業務	
市民窓口課	<ul><li>○住民票の写し ○住民票記載事項証明書 ○身分証明書</li><li>○住所表示変更証明書 ○印鑑登録証明書(印鑑登録申請を含む)</li><li>○戸籍の全部(一部)事項証明書および除籍謄抄本などの証明書</li><li>○戸籍附票の写し</li></ul>	
	などの発行	
税務課	○所得証明書 ○課税証明書 ○非課税証明書 ○納税証明書	
	○土地・家屋評価証明書  ○軽自動車継続車検用納税証明書	
	などの発行	
	○市・県民税  ○固定資産税	
	○各種使用料および手数料 ○軽自動車税	
	などの収納(納付書持参の場合のみ)	

- ※業務内容によって、第三者からの虚偽の届出を未然に防止するため、本人確認として、顔写真付きの身分証明書などを持参していただく必要があります。
- ◎日曜日の窓口業務の開庁に伴い、これまで実施していました水曜日の午後7時までの延長業務は平成20 <u>年3月26日(水)</u>をもちまして廃止となります。

ご不明な点は、担当窓口へお問い合わせください。

#### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎市民窓口課 公58-2111 (内線1110~1117) 伊奈庁舎税務課 公58-2111 (内線1130~1137)

### -4月の開庁日-

谷和原庁舎	6日、20日
伊奈庁舎	13日、27日